

件 名	「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第134条」に基づき 原子力規制委員会へ報告する事項 (5号機 制御棒ドリフト警報の発生について)
通報日	2016年3月8日
概 要	<p><第1報> 本日14時08分、定期検査中の5号機において、制御棒水圧制御ユニットのインサースビス操作（弁操作）を実施していたところ、制御棒を操作していないにもかかわらず、「制御棒ドリフト」警報が発生しました。制御棒の状態を確認した結果、制御棒（30-55）1本が全挿入位置から更に挿入側に一時的に動作（過挿入）していた可能性があることがわかりました。 実際に当該制御棒が動作したか等について、今後調査を進めてまいります。</p> <p><第2報> 当所5号機で発生した「制御棒ドリフト警報の発生」に関する続報です。制御棒の状態を確認した結果、制御棒（30-55）の水圧制御ユニットインサースビス操作に伴い、当該制御棒が全挿入位置から更に挿入側に一時的に動作（過挿入）していたものと判断しました。 なお、本事象は実用炉規則第134条に基づく報告事象に該当するものと判断し、当該規則に基づき報告することとしました。引き続き、調査を進めてまいります。</p> <p>(3月8日公表済み) http://www.tepco.co.jp/press/release/2016/1271066_8626.html</p>